

第35回 肝炎対策推進協議会	
令和7年10月24日	資料4



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

厚生労働省 健康・生活衛生局

がん・疾病対策課 肝炎対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

1 事業の目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変は、予後が悪く長期の療養が必要となる等の特徴があることから、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指したガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成30年12月開始）

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- **B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が、**
 - ・ **年収約370万円以下（※）で、**
 - ・ **肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療の医療費について、高額療養費の限度額（※）を超える月が過去2年間（24ヶ月）で2月以上ある場合、****当該2月目以降の医療費について、自己負担額が1万円となるよう助成。**

なお、2月目以降（助成が行われる月）については、都道府県が指定する指定医療機関で治療を受けている必要がある。

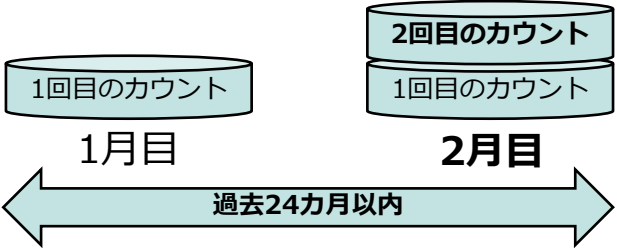
（※）年齢・所得区分ごとの高額療養費の限度額

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税 II			24,600円
住民税非課税 I	75歳以上 1割又は2割	8,000円	
			15,000円

※1：多数回該当44,400円
（12月以内に4回目以上）
※2：多数回該当24,600円
※3：年上限14.4万円

- 実施主体：都道府県（補助率1／2）



※令和6年4月より、高額療養費の限度額を超える月数の要件を緩和
過去1年間（12ヶ月）で3月以上 ⇒ 過去2年間（24ヶ月）で2月以上

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定、助成実績

- 令和6年度の新規認定件数は、令和5年度の2倍となっている。
- 令和6年度の助成件数（暫定値）は、令和5年度から2割強増加している。

（件）

	H30 年度	R元 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6年度（暫定値）												
							R 6計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認定件数	88	426	339	993	1,069	1,090	1,823	58	125	151	185	157	143	182	143	161	176	164	178
うち新規 （前年同月）	88	378	232	848	566	553	1,098	37 (51)	75 (40)	100 (48)	114 (42)	87 (48)	87 (47)	116 (42)	87 (52)	109 (38)	104 (59)	87 (39)	95 (47)
うち更新	0	48	107	145	503	537	725	21	50	51	71	70	56	66	56	52	72	77	83
助成件数 （前年同月）	170	859	971	3,366	4,321	4,589	5,657	468 (356)	454 (364)	468 (390)	486 (413)	473 (415)	498 (400)	532 (404)	478 (368)	478 (372)	466 (364)	422 (365)	434 (378)
うち外来 （前年同月）				1,778	2,580	2,706	3,091	276 (195)	264 (215)	262 (221)	279 (239)	267 (235)	262 (232)	267 (241)	266 (222)	265 (233)	237 (226)	217 (217)	229 (230)

※認定件数：本事業の認定患者数。認定期間は原則1年で更新可能。

※助成件数：各月毎に本事業の助成が行われた延べ件数。

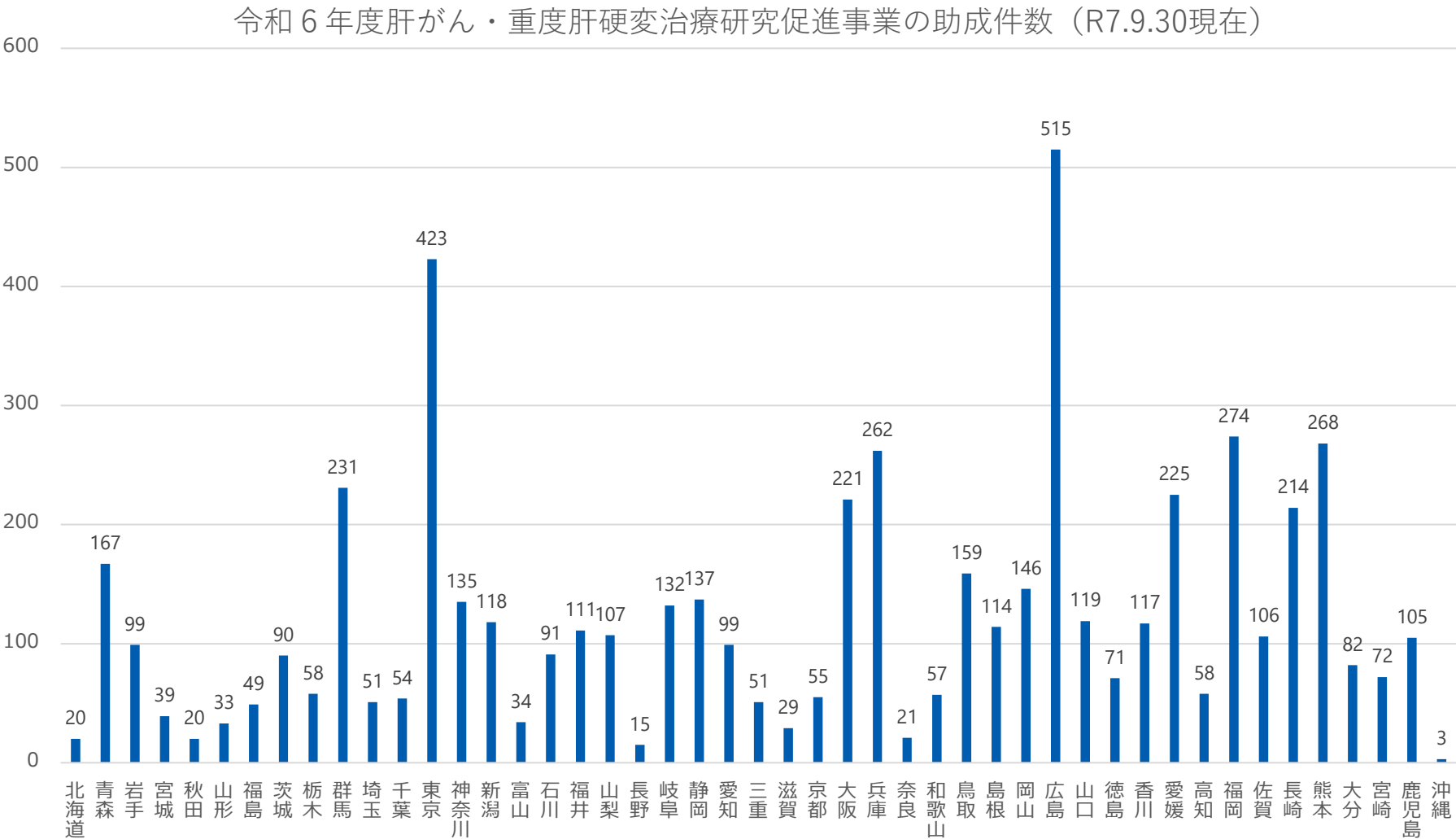
※H30年度は、H30年12月（事業開始）からH31年3月までの実績。

※実績値は変動する可能性がある。

- ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況により追加報告が生じる。
- ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

都道府県別の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数 (令和6年度)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による延べ助成件数（件）	令和6年度
	5,657



※都道府県からの実績報告を基に、令和7年9月30日現在で集計。患者から都道府県への償還請求の時期等により実績値は変動する可能性がある。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る普及啓発・利用促進の強化 (令和6年～)

目的・概要

肝疾患連携拠点病院等において、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する様々な取組を実施するとともに、その成果等を広く横展開することで、制度の更なる普及啓発・利用促進を図り、医療機関・患者のフォローを強化する。

実施方法

肝炎情報センター戦略的強化事業の中に、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の普及啓発、利用促進に係る事業を追加する。

取組（例）

- ・普及啓発資材の作成
院内連携や患者支援に関する動画、マニュアル等の作成。
薬局側の目線からみたマニュアルやQ & A等の作成。
- ・研修会等の実施
院内の連携強化に係る研修会等の実施。
肝疾患診療連携拠点病院以外の指定医療機関スタッフや薬局スタッフを対象とした研修会等の実施。
- ・院内連携体制の強化
院内の関係部署と連携を図り、対象患者を漏れなく抽出し、申請までのフォローを行うとともに、必要に応じて、都道府県や薬局とも連携し、患者をフォローするための体制を強化。

